

## 第12章 公害苦情・紛争の処理

### 第1節 公害苦情の処理

#### 1 公害苦情の受理状況

平成15年度に県及び市町村で取り扱った公害苦情件数は1,021件と昨年度に比べて137件増加しており、近年の都市化の進展や住民の環境問題への意識の高まりに伴い、苦情件数は増加傾向にあります。

#### (1) 被害の種類別苦情件数

平成15年度に受理した苦情を種類別にみると、典型7公害が580件（全苦情の56.8%）、典型7公害の苦情が441件（同43.2%）となっています。

典型7公害の中では、悪臭、大気汚染、騒音、水質汚濁の4公害が大部分を占めており、典型7公害以外では、不法投棄や動物の死骸放置に関する苦情が主となっています。

表12 - 1 公害苦情件数の推移

	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
典型7公害	327 (62.6)	369 (62.3)	489 (65.0)	538 (60.9)	580 (56.8)
大気汚染	123 (23.5)	112 (18.9)	143 (19.0)	190 (21.5)	193 (18.9)
水質汚濁	16 ( 3.1)	32 ( 5.4)	51 ( 6.8)	37 ( 4.2)	58 ( 5.7)
騒音	42 ( 8.0)	64 (10.8)	62 ( 8.2)	89 (10.1)	73 ( 7.1)
振動	2 ( 0.4)	2 ( 0.3)	4 ( 0.5)	3 ( 0.3)	2 ( 0.2)
悪臭	144 (27.6)	158 (26.7)	227 (30.2)	214 (24.2)	252 (24.7)
地盤沈下	0 ( 0)	0 ( 0)	0 ( 0)	0 ( 0)	0 ( 0)
土壌汚染	0 ( 0)	1 ( 0.2)	2 ( 0.3)	5 ( 0.6)	2 ( 0.2)
典型7公害以外	195 (37.4)	223 (37.7)	263 (35.0)	346 (39.1)	441 (43.2)
合計	522 (100.0)	592 (100.0)	752 (100.0)	884 (100.0)	1,021 (100.0)

(2) 被害の発生源別苦情件数

全苦情について主な発生源をみると、家庭生活197件（全苦情の19.3%）、建設業110件（同10.8%）、農業98件（同9.6%）、サービス業86件（同8.4%）、空地76件（同7.4%）、製造業64件（同6.3%）、卸売・小売業、飲食店及び道路50件（同4.9%）の順となっております。

(3) 被害の種類別苦情件数

典型7公害（580件）について被害の種類別にみると、うるさい、臭い、不快等の感覚的・心理的被害が457件（典型7公害の78.8%）と最も多くなっています。

表12 - 3 公害の発種類別苦情件数

		健康	財産	動・植物	感覚的 心理的	その他	合計
H15	件数	84	5	4	457	30	580
	構成比(%)	14.5%	0.9%	0.7%	78.8%	5.2%	100.0%

(4) 被害の地域特性格苦情件数

典型7公害に関する苦情580件を被害の地域特性格別にみると、都市計画地域が513件（典型7公害の88.4%）、都市計画区域以外の地域が67件（11.6%）となっております。

都市計画区域を用途地域別にみると、住居地域（第1種、第2種住居専用地域を含む）が349件（典型7公害の60.2%）と最も多く、次いで調整区域37件、近隣商業地域27件の順となっております。

表12 - 4 被害の用途地域別苦情件数

合計	都市計画法による都市計画区域									都市計 画区域 以外の 区域
	計	住居系 地域	近隣商 業地域	商業地 域	準工業 地域	工業地 域	工業専 用地域	調整区 域	その他	
580	513	349	27	22	12	7	0	37	59	67

(5) 公害苦情の受理機関別苦情件数

全苦情1,021件を受理機関別にみると、市の機関が受理した苦情が605件(全苦情の59.3%)、町の機関が263件(全苦情の25.8%)、村の機関が2件(全苦情の0.2%)、県の機関が145件(全苦情の14.2%)、国の機関からの移送が3件(全苦情の0.3%)、警察からの移送が3件(全苦情の0.3%)となっています。

表12 - 5 機関別種類別新規受理件数(平成15年度)

(その1)

市町村名	種類	典 型 7 公 害							小 計	典 型 7 公害以外	総 計
		大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒 音	振 動	地盤沈下	悪 臭			
1	那 覇 市	56	16		38			39	149	9	158
2	石 川 市	16	11	1	2	1		12	43	61	104
3	具志川市	17			2			12	31		31
4	宜野湾市	15			3			15	33	31	64
5	平 良 市								0		0
6	石 垣 市		1					14	15	97	112
7	浦 添 市	8	2		8			57	75	3	78
8	名 護 市				2			3	5	5	10
9	糸 満 市								0		0
10	沖 縄 市				1			3	4	1	5
11	豊見城市	12			3	1		19	35	8	43
小計(11市)		124	30	1	59	2	0	174	390	215	605
12	本 部 町								0		0
13	金 武 町								0		0
14	勝 連 町								0		0
15	与那城町								0		0
16	嘉手納町								0		0
17	北 谷 町				1			8	9	34	43
18	西 原 町	29	3		7			15	54		54
19	東風平町								0		0
20	佐 敷 町								0		0
21	与那原町								0	125	125
22	南風原町	17	1		3			6	27	14	41
23	久米島町								0		0
24	城 辺 町								0		0
25	下 地 町								0		0
26	伊良部町								0		0
27	竹 富 町								0		0
28	与那国町								0		0
小計(17町)		46	4	0	11	0	0	29	90	173	263

(その2)

種類 市町村名	典 型 7 公 害							小 計	典 型 7 公害以外	総 計	
	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒 音	振 動	地盤沈下	悪 臭				
29	国頭村							0		0	
30	大宜味村							0		0	
31	東 村							0		0	
32	今帰仁村							0		0	
33	恩納村							0		0	
34	宜野座村							0		0	
35	伊江村							0		0	
36	読谷村							0		0	
37	北中城村							0		0	
38	中城村							0		0	
39	具志頭村							0		0	
40	玉城村							0		0	
41	知念村							0		0	
42	大里村							0		0	
43	渡嘉敷村							0		0	
44	座間味村							0		0	
45	粟国村							0		0	
46	渡名喜村							0		0	
47	南大東村							0		0	
48	北大東村							0		0	
49	伊平屋村							0		0	
50	伊是名村							0		0	
51	上野村			1			1	2		2	
52	多良間村							0		0	
小計(24村)		0	0	1	0	0	0	1	2	0	2
市町村合計		170	34	2	70	2	0	204	482	388	870
県の機関		22	23		3			45	93	52	145
国の機関からの移送								2	2	1	3
警察からの移送		1	1					1	3		3
合 計		193	58	2	73	2	0	252	580	441	1021

## 2 公害苦情の処理状況

平成15年度に県及び市町村が処理することとなった苦情は、15年度中に新たに受理した（新規直接受理）1,015件と他からの移送分6件と前年度からの繰り越し分3件を併せた1,024件のうち、他の機関へ移送した7件を除いた1,017件です。

このうち、直接処理（解決）されたのは1,007件で、その処理率は99.0%となっています。

また、5件（0.5%）が未解決で翌年度へ繰り越しとなっています。

表12 - 6 公害苦情の処理状況

受 理 件 数 （ 平 成 1 5 年 度 ）					
合 計	新規受理件数	他からの移送	警 察		前年度からの繰越
			警 察	国の機関	
1024	1015	6	3	3	3

年 度	計	A 処理件数			他への移送
		直接処理 B ( B / A )	翌年度への繰越 C ( C / A )	その他 D ( D / A )	
11	544	390 (71.7)	31 (5.7)	123 (22.6)	1
12	611	526 (86.1)	46 (7.5)	39 (6.4)	12
13	764	731 (95.7)	23 (3.0)	10 (1.3)	5
14	887	863 (97.3)	22 (2.5)	2 (0.2)	11
15	1017	1007 (99.0)	5 (0.5)	5 (0.5)	7

## 3 公害苦情相談員

公害苦情は、地域住民の生活に密着した問題であり、又公害紛争の芽であることから、その迅速、適正な処理は生活環境の保全や公害紛争の未然防止に極めて重要です。

公害に係る苦情の処理については、公害紛争処理法により地方公共団体が行うことになっています。このため、都道府県及び市町村（特別区を含む。）は、公害苦情に係る住民の相談、苦情の処理に必要な調査、指導及び助言を行わせる公害苦情相談員を置くことができるようになっています。

このことから県では、公害苦情相談員を設置し、市町村及び関係機関と連携協力をしながら公害苦情の処理に努めています。

## 第2節 公害紛争の処理

公害紛争の迅速かつ適切な解決を図るため、昭和45年6月に公害紛争処理法が制定されました。この法律に基づき、国では公害等調整委員会において、公害紛争に係るあっせん、調停、仲裁及び裁定を行っています。また、各都道府県においては、公害審査会を設置し、あっせん、調停及び仲裁の方法により、公害紛争の処理にあたることになっています。

本県では、昭和48年12月に沖縄県公害審査会を設置し、公害紛争事件の発生に備えています。

なお、沖縄県公害審査会がこれまでに取り扱った公害紛争事件は、昭和50年12月20日調停が成立した「沖縄市泡瀬地先沖における採砂による漁業被害賠償請求事件(昭和49年2月19日申請受理)」、昭和62年11月28日調停打ち切りとなった「冷房機作動の禁止請求事件(昭和61年1月27日申請受理)」、調停申請取り下げとなった「許田漁港における赤土等流出による漁業被害賠償請求事件(平成9年4月8日申請受理)」、平成11年8月4日に調停が成立した「ごみ焼却場操業差止請求事件(平成10年9月1日受理)」、平成16年5月19日調停打ち切りとなった「産業廃棄物処分場現状回復等請求事件(平成15年10月3日受理)」及び平成16年3月30日調停却下となった「普天間代替施設建設差止等請求事件(平成16年2月3日受理)」があります。

表12 - 7 公害紛争処理制度等の仕組み

